

労働時間管理の実務と法的留意点

「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」が本年1月に策定され、使用者の指揮命令下に置かれた時間を労働時間と取扱うことが明記されました。労働時間の適正な把握は使用者の責務であり、使用者自ら現認することが求められます。働き方の多様化に伴い複雑化する労働時間管理のポイントについて分かりやすく解説します。

開催日時等

日時	平成29年10月3日(火) 15:00~17:00	
場所	千葉県経営者会館 4階 403 (千葉市中央区千葉港 4-3)	
内容	【内容】 1. 労働時間制度の類型 (1) 変形労働時間制 (2) 裁量労働制 (3) フレックスタイム制 2. 時間外労働の取扱い (1) 36協定締結時の留意点 (2) 近時の法改正の動き (時間外労働の上限規制、勤務間インターバル制度) 3. 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン (1) 適用範囲 (2) 労働時間の考え方 (3) 講ずべき措置の概要	
講師	【講師】 弁護士法人リバーシティ法律事務所 弁護士 橋本 拓朗 氏	
対象者	経営者、管理職、人事労務担当者	
参加費	会員 無料	



○ホームページ <http://www.chibakeikyo.jp/event.php> より、お申し込みください。
(締め切りは、9月26日(火)です。)

○お問合せ先 (一社) 千葉県経営者協会事務局 小山 TEL: 043-246-1158
E-Mail: koyamat@chibakeikyo.jp